

改訂版

学校保健・安全・給食指導資料

平成 23 年 3 月

長野県教育委員会保健厚生課  
長野県学校保健会



# 目 次

第1	任務と役割	
1	保健主事の任務と役割	1
2	養護教諭の任務と役割	3
3	給食主任の任務と役割	5
4	栄養教諭・学校栄養職員の任務と役割	5
5	学校保健委員会の役割と運営	7
第2	学校健康教育	
1	学校健康教育の体系	9
第3	学校保健	
1	学校保健の意義	1 6
2	学校保健計画	1 6
3	保健計画	2 6
第4	学校安全	
1	学校安全の意義	3 8
2	学校安全計画	3 8
3	学校における安全教育の体系	4 5
4	小学校・中学校・高等学校の安全指導の内容	4 6
5	学校安全活動のチェックポイント	4 7
6	交通安全	5 1
7	災害安全	5 6
8	生活安全	6 8
9	災害安全、生活安全にかかわる管理、組織活動等	7 5
10	独立行政法人日本スポーツ振興センター給付の概要	9 5
第5	学校環境衛生	
1	学校環境衛生の体系と法令	9 8
	日常点検のポイント	1 0 0
第6	学校給食	
1	学校給食の意義	1 0 3
2	教育課程における給食指導の位置付け	1 0 4
3	食に関する指導の考え方	1 0 4
4	食に関する指導の全体計画の作成	1 0 4

5	給食指導のねらいと進め方の基本	104
6	各領域の特質と内容	105
7	総合的な学習の時間と食に関する指導	106
8	食に関する指導の推進にあたって	106
9	各学年の食に関する指導の目標	107

## 第7 感染症・食中毒発生時の措置及び報告

1	学校において予防すべき感染症の種類	108
2	出席停止とその期間の基準	108
3	臨時休業	109
4	感染症の予防に関する細目	109
5	注意を要する感染症	109
6	食中毒	111
7	報告について	113
8	感染症・食中毒発生時における学校及び教育委員会の対応の要点	118

## 第8 参考資料

1	保健室管理について	120
2	色覚に関する健康相談	121
3	学校職員の健康診断について	123
4	学校職員の安全衛生管理体制について	124
5	学校保健関連通知等	
	①学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)	128
	②「学校環境衛生基準」の施行について(通知)	128
	③学校環境衛生基準の施行について(通知)	129
	④学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校に おける健康診断の取り扱いについて(通知)	134
	⑤予防接種について	139
	⑥「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」の施行について	141
	⑦児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について(通知)	161
	⑧「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(依頼)	164
	⑨登下校時における幼児児童生徒の安全確保について(依頼)	166
	⑩道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通安全 指導の徹底について(依頼)	167
	⑪熱中症事故等の防止について(依頼)	169
	⑫養護教諭の教諭兼職発令関係通知	171
6	法令	175

## 第1 任務と役割

### 1 保健主事の任務と役割

保健主事は、学校教育法施行規則第45条の規定によって各学校に置かれている。「保健主事は校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。」とあり、学校保健計画・学校安全計画作成の推進力となるとともに、その円滑な運営の主たる調整者である。更に、健康に関する現代的課題に対応し、学校が家庭・地域社会と一体となった取組を推進するための中心的存在としての新たな役割を果たすことが必要となっている。

具体的な職務としては、主なものとして次のような事柄が考えられる。

#### (1) 学校保健と学校全体の活動との調整に関すること

学校保健は、保健教育と保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われるものであることから、次のような観点に留意する必要がある。

- ① 児童生徒の健康状態や健康生活の実践状況、学校環境衛生の実態等を把握し、児童生徒の健康問題を学校運営の重点に生かし、学校課題としてP D C Aサイクルを基本としたマネジメントを行うことにより、解決が図られていくようにする。
- ② 学校運営組織の中に学校保健の分野が適切に位置付けられ、全校職員が役割を分担して活動を展開できるように、その調整に努める。
- ③ 保健教育や保健管理の活動が適切に展開できるよう、適切な計画を作成し、実施が推進されるよう、教務主任や教科等の主任と連携し教育計画全体との調整を図る。

#### (2) 学校保健計画の作成と実施に関すること

学校保健計画は、統合と調整の機能をもった学校保健活動の総合的な基本計画として作成し、教職員はもとより、家庭、地域との密接な連携のもと実施されるように努める。

- ① 学校保健計画の作成に当たっては、学校保健の評価記録、児童生徒の実態(養護教諭の収集した情報・意見等を生かす。)、学年、保護者、関係機関等の意見も十分に生かすように努める。
- ② 学校保健計画に盛り込まれた内容が学校の計画に位置付けられるよう、教務主任等とその調整に当たる。その際、保健指導(学級活動・ホームルーム活動、保健に関する学校行事など。)の指導時間が適切に確保されるように努める。
- ③ 学校保健計画に盛り込まれた内容が、全教職員に理解されるよう、作成の過程を大切にするとともに、学級での活動が適切に行われ、児童生徒一人一人に行き届いた指導がなされるよう調整に努める。

#### (3) 学校保健に関する組織活動の推進に関すること(学校保健委員会等)

学校保健活動は、学校の教育活動全体の中で全職員によって行われる。また、健康の保持増進には、学校生活と家庭や地域での生活との関連が重要であり、P T Aや地域の関係機関との協力が必要である。

- ① 学校保健活動の推進は、各学年、各学級でどのように実践されるかが重要であり、組織的に進められるよう校務分掌組織との連携を図りながら、その実施の推進に努める。
- ② 学校保健に関する校内研修を保健部等の教員、特に養護教諭と協力し計画し、実現に努める。
- ③ 児童生徒の健康生活を実践する態度や習慣の形成は家庭に期待するところが大きいので、保護者の啓発の仕方を工夫しその効果を高めるように努める。
- ④ 学校における保健教育や健康診断の実施と事後措置、学校環境衛生検査・点検の実施と事後措置を

円滑に推進するために、地域の関係機関や関係団体と連携を密にし、適切な協力が得られるように努める。

⑤ 学校保健活動の充実とその推進を図るため、学校保健委員会を組織しその運営に当たる。

#### (4) 学校保健の評価に関すること

学校保健活動の評価は、計画作成の手順、内容、方法等にわたって活動ごと、あるいは総合的に行い、次の計画と実施の改善に役立てるために行うものである。そのため、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された全教職員による自己評価、保護者等を含めた学校関係者評価を行い、結果を公表するとともに、外部の者による第三者評価を実施した場合にはそれも活用して、学校保健活動の改善に努める必要がある。

① 評価の原則として、(ア)評価の目的は何か、(イ)何を基準とするか、(ウ)いつ行うか等を明確にし、全教職員の理解と協力を得る。

② 評価の観点、各学校の計画・目標等により異なるが、学校の実績に即した具体的なものとし、問題点を明らかにするとともに、問題解決のために具体的な検討を行い、次の計画と活動に生かすように努める。

③ 総合的な評価の対象としては、(ア)学校保健計画の基本的事項、(イ)保健教育に関する事項、(ウ)保健管理に関する事項、(エ)組織活動に関する事項が考えられる。具体的な観点については、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」の例示を参考に、養護教諭の協力を得ながら作成するようにする。

#### 【参考】

平成20年3月28日付で、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、保健主事には、教諭、養護教諭だけでなく、指導教諭も充てることができることとなった。

この改正は、保健主事がいじめの問題をはじめとする生徒指導上の諸問題や児童生徒の心の対応、関係機関等との連携協力を図り、学校保健活動全体をマネジメントする必要があるため、保健主事として十分な資質能力を有する指導教諭、教諭又は養護教諭を充てることができるようにしたものである。

保健主事は、職ではないため、その発令は、任命行為ではなく、校務分掌を命ずる職務命令として命じられる。したがって、他の主任と同様、服務監督者である市区町村等の教育委員会ないし、校長が選任し、命ずる。主任の発令に対し、辞令が交付されることがあるが、これは書面による職務命令である。

なお、保健主事の選任、発令に当たっては、平成7年3月28日付け文部事務次官通知の趣旨及び留意事項に即し、保健主事として十分な資質能力を有する者を充てるようにしなければならない。

## 2 養護教諭の任務と役割

「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」(学校教育法第37条第12項)とある。

「養護」とは、“危険がないように保護すること”“児童の体質や心身の発達状況に応じて、適当な保護と鍛錬とを加え、その成長発達を助けること”と解釈される。「養護」とは、教育と管理を指し、「つかさどる」とは、養護に関して専門的な判断と処置を指すものといえる。すなわち、教育者と技術者の両面から児童生徒の健康を保持増進するために、専門的な技術的側面を駆使して行う職務内容をもつものである。

養護教諭については、健康に関する現代的課題など近年の問題状況の変化に伴い、健康診断、保健指導、救急処置などの従来の職務に加えて、専門性と保健室の機能を最大限に生かして、心の健康問題にも対応した健康の保持増進を実践できる健康相談\*3の資質の向上を図る必要がある。

中教審答申（平成20年1月）等において求められる養護教諭の役割は次のとおりである。

- 1 校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
- 2 学級活動における保健指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令\*2による教科保健への積極的な参画など保健教育に果たす役割
- 3 養護教諭を中心として関係教職員と連携した児童生徒個々に対応した組織的な保健指導・健康相談の充実
- 4 いじめや児童虐待など心身の健康課題の早期発見、早期対応に果たす役割
- 5 学級担任等と連携した組織的な健康観察の充実
- 6 学校保健活動のセンター的な役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）などが挙げられる。

また、養護教諭の専門領域における職務内容について、学校教育法、保健体育審議会答申（昭和47年、平成9年）、中教審答申（平成20年1月）、学校保健安全法（平成21年4月）等を踏まえると、主なるものとして次のようなものを考えることができる。

- 1 学校保健計画及び学校安全計画
  - ①学校保健計画の策定への参画と実践
  - ②学校安全計画の策定への参画と実践
- 2 保健管理
  - ①心身の健康管理
    - ア 救急処置
    - イ 健康診断
    - ウ 個人及び集団の健康問題の把握
    - エ 疾病の予防と・管理
    - オ その他
  - ②学校環境の管理
    - ア 環境衛生
    - イ 校舎内・校舎外の安全点検
    - ウ その他
- 3 保健教育
  - ①保健指導
    - ア 個別の保健指導
    - イ 特別活動における保健指導への参画と実施
  - ②保健学習\*1
    - ア 体育科、保健体育科等におけるティーム・ティーチングによる保健学習\*2への参画と実施
    - イ 「総合的な学習の時間」における保健学習への参画と実施
    - ウ 道徳の授業への参画と実施
  - ③啓発活動
    - ア 児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動
  - ④その他





### 3 給食主任の任務と役割

学校教育法施行規則第47条で、「小学校においては、前3条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる」と規定されている。中学においても、第79条を適用して給食主任を置き、給食指導の望ましいあり方を周知徹底していくことが望まれる。また、給食主任は学級担任の教諭がこれに当たることが望ましい。

- (1) 教務主任と協議して、給食指導の全体計画を立案して、研修・指導の推進者となる。原案作成のための給食指導委員会の組織・運営に当たる。
- (2) 給食指導者の資質を向上させるため、研修計画を立て実施する。
- (3) 食生活の実態調査を実施し、指導目標の設定、指導計画の立案、指導方法の改善を図る。
- (4) 指導資料の作成・収集に努める。
- (5) 学級担任、特別活動の関係者と連絡を取り、給食指導に関する事項の徹底を図る。
- (6) 学校薬剤師、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員と協議して衛生管理・栄養管理の計画と実践に努める。
- (7) 献立調理について意見を聴取、又は調査し、その改善に努める。
- (8) 給食施設設備の衛生管理と維持・改善に努める。

### 4 栄養教諭・学校栄養職員の任務と役割

#### (1) 設置根拠

ア 義務教育諸学校における栄養教諭・学校栄養職員の配置については、学校教育法を根拠としている。小学校においては、第37条第2項で「小学校には前項に規定するもののほか、・・・栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。」と規定されている。また、中学校及び特別支援学校においても第49条及び第82条でそれぞれ準用することとされている。

イ 共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項を根拠としている。

ウ ほかに、健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）では特定給食施設（継続的に1回100食以上、又は1日250食以上の食事を供給する施設）に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない旨の規定（第21条第2項）があり、この規定は学校給食にも適用されるものである。

#### (2) 栄養教諭・学校栄養職員の定数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）により定められている。

#### (3) 職務内容

ア 学校給食法（平成29年6月3日法第160号）における栄養教諭・学校栄養職員の役割  
学校給食法第7条において、「義務教育諸学校または共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」として、栄養教諭又は栄養士の免許を有するものとされている。

また、同法第10条においては、栄養教諭の職務について以下のとおり規定しており、学校栄養職員も準じて実施するよう努めることとされている。

- ・ 学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導実施
- ・ 食に関して特別な配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食活用した食に関する実践的な指導の実施
- ・ 当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用すること、その他の創意工夫地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努める。

#### イ 栄養教諭

義務教育諸学校に置かれる職員で、学校教育法第37条の13において「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定されている。なお、中学校においては第49条、特別支援学校においては第82条により準用する。

職務内容については、「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」（H16.6.30 文部科学省スポーツ・青少年局長、初等中等教育局長通知）により通知されている。

##### 【職務内容】

- ① 食に関する指導
  - (ア) 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導
  - (イ) 学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行う
  - (ウ) 食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画
- ② 給食管理
  - (ア) 学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理の実施
  - (イ) 児童生徒の栄養状態の把握
  - (ウ) 食に関する社会的問題等に関する情報の把握

#### ウ 学校栄養職員

学校栄養職員は、義務教育諸学校又は共同調理場に置かれる職員で、「学校栄養職員の職務内容について」（S61.3.13付け文部省体育局長通知）により、その職務内容が通知されている。

##### 【職務内容】

- (ア) 学校給食に関する基本計画への参画
  - ・ 学校給食に関する基本計画の策定に参画すること。
  - ・ 学校給食の実施に関する組織に参画すること。
- (イ) 栄養管理
  - ・ 学校給食における所要栄養量、食品構成表及び献立を作成すること。
  - ・ 学校給食の調理、配食及び施設設備等に関し、指導、助言を行う。
- (ウ) 学校給食指導
  - ・ 望ましい食生活に関し、専門的な立場から担任教諭等を補佐して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うこと。
  - ・ 学校給食を通じて、家庭及び地域との連携を推進するための各種事業の策定及び実施に参画すること。

(エ) 衛生管理

・調理従業員の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、日常の点検及び指導、助言を行うこと。

(オ) 検査等

・学校給食の安全と食事内容の向上を期するため、検食の実施及び検査用、保存食の管理を行うこと。

(カ) 物資管理

・学校給食用物資の選定、購入、検収及び保管に参画すること。

(キ) 調査研究等

・学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を行うこと。

・その他の学校給食の栄養に関する専門的事項の処理に当たり、指導、助言又は協力をすること。

## 5 学校保健委員会の役割と運営

学校保健委員会は、学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織である。様々な健康問題に適切に対処するため、家庭、地域社会等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域社会を結ぶ組織として学校保健委員会を機能させることが求められている。

### ○ 組織の構成

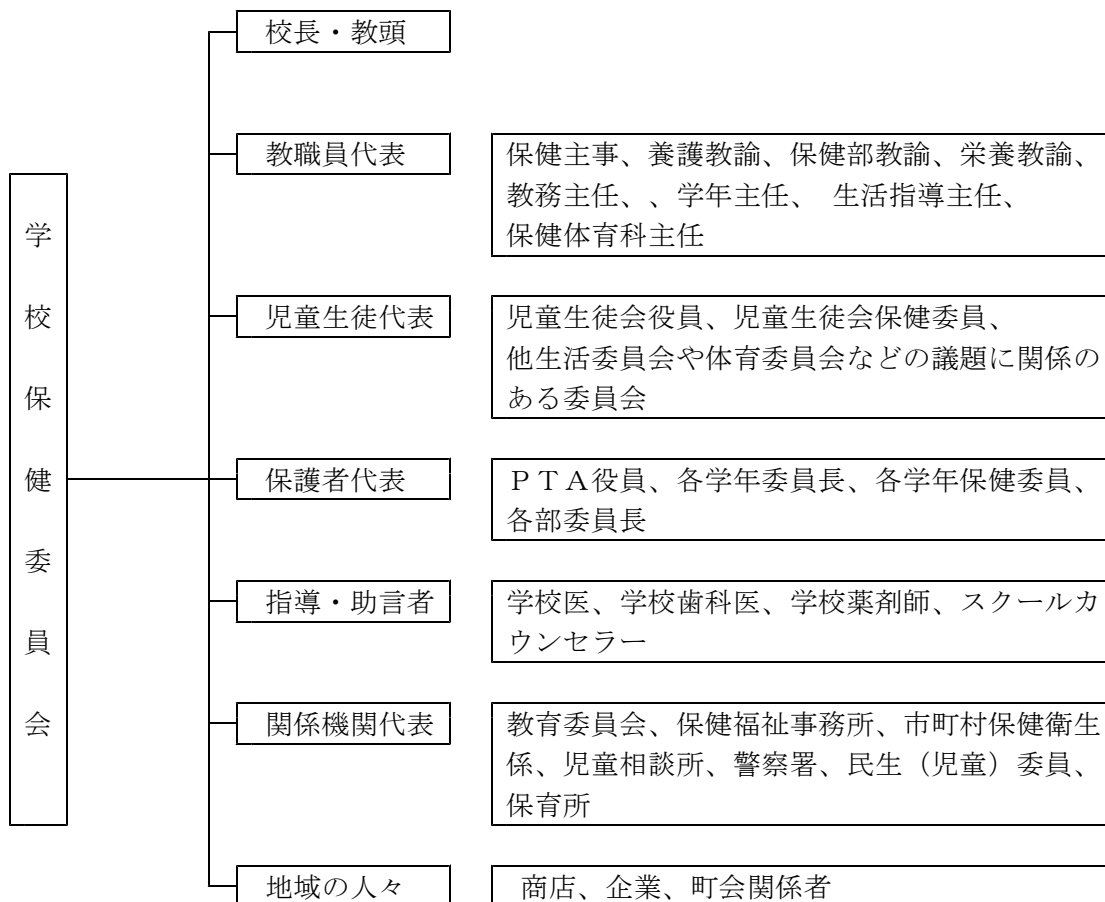
＜ 学校が当面する健康課題の解決に役立つ、生きて働く組織を考える。＞

学校保健委員会の組織は固定的、画一的にとらえるのではなく、学校が当面している問題を解決するのにふさわしい、より機能的な組織を考え、その年度の方針に即して弾力的に、年々改善を加えていくようにすることが望まれる。構成員についても同様である。

＜ 学校保健委員会の構成員例＞

- (1) 校長、副校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、体育・保健体育科主任、安全主任、学校給食主任、一般教職員、栄養教諭・学校栄養職員、保健担当教員等
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- (3) 保護者代表（P T A役員、通学区域代表、学級・ホームルーム代表、P T A保健担当者等）
- (4) 保健福祉事務所その他地域の関係機関等の代表
- (5) 児童生徒代表（児童会・生徒会代表、児童生徒保健委員代表、学級・ホームルーム代表、通学区域代表等）児童生徒の参加扱いについては、議題に応じて学校において弾力的に考えることが適当であるが、健康教育の面からも積極的に参画させたい。
- (6) その他議題に応じて、地域の交通安全や防災関係機関・団体等の代表等

## 学校保健委員会構成例



### < 学校保健委員会の運営 >

児童生徒や保護者等の行動の変容によって問題解決が図られるようにするには、保護者の参加を多くし、積極的に児童生徒を参加させることも必要である。また、議長（司会）の人選も教員や学校医等を充てるのではなく、保護者等の中から選ぶなどの工夫をし、気軽に本音で話し合える雰囲気づくりを行う。

運営上の観点としては次の4点が挙げられる。

- (1) 学校と家庭の役割を明確にする。
- (2) 実践の手立てがイメージできる議題にする。
- (3) 問題解決に効果的に働く組織と運営に配慮する。
- (4) 委員会で協議された事項は、校内や委員の属する組織等において主体的に取り組み実践に移すようにする。

学校保健委員会は組織されているものの、その機能が発揮されずに沈滞していることがある。その原因の多くは会の開催の仕方に問題があるのではないかと考えられる。出席者全員で授業参観若しくは、児童生徒の様子をV T R等で視聴することにより、現状をより具体的に把握するのも一例である。また、出席者の全員が発言できる手立てを講じることも、会の活性化につながる。